

障害者施設等入院基本料等における

脳卒中患者の評価

骨子【I-1(11)】

第1 基本的な考え方

障害者施設等入院基本料・特殊疾患病棟入院料の病棟や特殊疾患入院医療管理料の病室に入院する意識障害を有する脳卒中患者の多くは、本来当該病棟への入院が想定される状態像とは異なっており、こうした患者が当該病棟に入院を要する場合について、療養病棟の評価体系を踏まえた見直しを行う。

第2 具体的な内容

1. 障害者施設等入院基本料の見直し

(新) 7対1入院基本料及び10対1入院基本料の施設基準を届け出た病棟に入院する場合

医療区分2に相当する場合 1,465点

医療区分1に相当する場合 1,331点

(新) 13対1入院基本料の施設基準を届け出た病棟に入院する場合

医療区分2に相当する場合 1,317点

医療区分1に相当する場合 1,184点

(新) 15対1入院基本料の施設基準を届け出た病棟に入院する場合

医療区分2に相当する場合 1,219点

医療区分1に相当する場合 1,086点

[算定要件]

当該病棟に入院する重度の意識障害者（脳卒中の後遺症の患者に限る。）の

疾患及び状態等が療養病棟入院基本料に規定する医療区分1又は2に相当する場合は、各々医療区分に従い、所定点数を算定する。医療区分3相当のものは、従来通り、障害者施設等入院基本料に規定する所定点数を算定する。

[包括範囲]

特掲診療料の包括範囲については療養病棟入院基本料と同様とし、入院基本料等加算等については、障害者施設等入院基本料の規定に従う。

2. 特殊疾患病棟入院料及び特殊疾患入院医療管理料の見直し

(新) 特殊疾患病棟入院料1の施設基準を届け出た病棟に入院する場合
医療区分2に相当する場合 1,857点
医療区分1に相当する場合 1,701点

(新) 特殊疾患病棟入院料2の施設基準を届け出た病棟に入院する場合
医療区分2に相当する場合 1,608点
医療区分1に相当する場合 1,452点

(新) 特殊疾患入院医療管理料の施設基準を届け出た病室に入院する場合
医療区分2に相当する場合 1,857点
医療区分1に相当する場合 1,701点

[算定要件]

当該病棟又は病室に入院する重度の意識障害者（脳卒中の後遺症の患者に限る。）であって、当該患者の疾患及び状態等が療養病棟入院基本料に規定する医療区分1又は2に相当する場合は、各々医療区分に従い、所定点数を算定する。医療区分3相当のものは、従来通り、特殊疾患病棟入院料又は特殊疾患入院医療管理料に規定する所定点数を算定する。